

令和6年度米原市農業施策に関する意見書（回答）の抜粋

1 集落営農組織と小規模農業者への強力な支援

①中小規模農業者農業用機械導入支援事業補助金を増額するとともに、地域の実情に合った幅広い補助金となるよう、補助対象者の要件を緩和するなどして、受け手がいない農地の耕作を担っている中山間地域の集落営農組織等についても補助が受けられる制度にされたい。また、併せて機械の更新が困難な小規模農家等に対する機械の修理についての支援策も検討されたい。

【回答】

地域農業の現状は、農家数の減少や高齢化等が進み、農業の維持や農村の発展が困難であり、農業機械の故障や老朽化に伴う更新時期をきっかけに離農されるケースもあります。

市では、農業機械購入に対する支援につきまして、中山間地域を含め集落営農組織や中小規模農家が地域農業の担い手として営農を継続できるよう、中小規模農業者農業用機械導入支援事業補助金を設けています。

今後も、地域農業の継続と優良農地の確保に向け、農業者経営の安定を図る支援策について、市、県、農業関係団体が連携し検討してまいります。

②生産資材の高騰による影響は今なお続いているため、令和4年度限りで終了した農業者肥料高騰対策等の支援策を再度講じられたい。

【回答】

農業生産に欠かせない肥料等の資材高騰は、農業経営に大きく影響していると認識しています。

令和4年度には、国のコロナ対策支援を活用し、農業者の方へ肥料高騰に対し支援しました。

今後も、国の支援策等の動向に注視し、市、県、農業関係団体が連携し農業者に向け支援を行ってまいります。

③小規模営農組織の高齢化に対する支援策について、市の方針を説明されたい。

【回答】

集落営農組織は、水田農業の重要な担い手として地域農業の維持・発展に重要な役割を果たしています。

集落営農組織へは、集落営農の現状と課題を把握し、課題解決に向けた研修会をこれ

まで複数回、開催しています。

今後も、市、県、農業関係団体が連携し、地域とともに集落営農の育成と、発展に向けた話し合いを行い、持続可能な地域農業の実現を目指し、多様な人材となる後継者の確保と育成について、検討してまいります。

2 米の適正需給の推進

①米の消費量が減少する中で安定した米価維持のための適正在庫に向けた需給対策や、米の消費拡大対策に対して国などへ要請された状況について説明されたい。

【回答】

市としては、全国的に米の需要が減少傾向にある中、米価の安定と農業者の所得向上のために、滋賀県が主催し国の地方機関も出席する会議や意見交換の場において、非主食用米・麦・大豆等の戦略作物や高収益作物の本作化に向けた政策支援の拡充を意見しており、今後も引き続き要請してまいります。

②水田活用の直接支払交付金制度における交付対象水田の「5年水張りルール」について、制度の見直しを国に要望されたい。

【回答】

交付対象水田の5年水張りルールは、ブロックローテーション体系の再構築や、転換作物が固定化している水田の畑地化を促すことを目的に、同交付金の制度見直しの際、国から示されたものです。

しかしながら、交付対象水田から外れることにより、耕作放棄地の増加や、5年に1度の水張りの作業を強いられることによる農業者への負担増加が懸念されており、全国でも様々な意見が出ています。

本市においても、現場の声を聞きながら、制度について柔軟な対応を求め、引き続き要望してまいります。

3 耕作放棄地の発生防止、解消対策

①担い手への農地集積と遊休農地解消および効率的な農業経営のためには、圃場整備が必要であるとする市の見解において、圃場整備の未整備地区に対する市の取組方針について説明されたい。

【回答】

昨年度に回答しましたとおり、担い手への農地集積と遊休農地解消および効率的な農業経営を図るため、未整備地区のは場整備事業は必要であると考えています。

事業実施に当たっては、地区内すべての地権者の合意形成が必要となり、また、地元

負担金も必要ですので、地区内で事業実施に向けた話合いが具体的に出てきましたら御相談いただければ詳細について御説明させていただきます。

②圃場整備から 35 年以上が経過し、揚水ポンプ、ため池、給排水溝等各施設の経年劣化が急速に進んでおり、修繕あるいは取替等の必要性が生じてきている。営農組織や農業組合等では、「農村まるごと保全事業」や「中山間地域等直接支払交付金」等で軽微な修理を行っているが、金額がかさむ修理については、各組織では対応できない。施設の老朽化対策として、早急に予算化を図りたい。

【回答】

市内には 79 基の揚水ポンプ、47 か所のため池があり、自治会要望のあった箇所から国補助金の申請を行い採択されたものについて、順次、実施しております。また、急遽故障した場合には、緊急対応用予算（市単独 1/2 補助：市の審査有）の範囲内において対応をしています。

なお、中山間地域等直接支払交付金は積立てができますので、故障したタイミングで要望されるのではなく、積立てを行い緊急時の費用とすることも御検討ください。

③「地域計画」を作成するにあたっては、地域農業の将来の在り方や農地の効率的な利用に関する協議を行うことが重要であるが、地域計画も中心的経営体がいなければ実質化できない。意欲を持った新たな担い手を確保するため、市独自の新しい施策を導入して早期の対応を図りたい。

【回答】

地域農業の現状は、高齢化等により農業者の減少が進んでいます。

本市では、令和 5 年度から、地域農業の将来の在り方と農用地利用の効率化を図れるよう、地域と連携し地域計画の策定を行っています。

今後は、市、県、農業委員会、その他農業関係団体が連携し、地域計画の担い手（地域内の農業を担う者）として、地域内外から意欲を持った農業者の確保と育成を図る施策について、検討してまいります。

④市内の農振農用地区域で山林化した農地の非農地化を推進する施策について、県との協議の進捗状況を説明されたい。

【回答】

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、米原農業振興地域整備計画の全体計画変更を、令和 5 年度から 2 か年をかけて行います。

令和 5 年度は、農用地の土地利用や、農業生産等に関する現状および将来の見通しに

ついで基礎調査を行い、令和6年度においては、基礎調査の結果より、全体計画の変更について県と協議を行います。農振農用地区域内の山林化した農地の非農地化への見直しについても、全体計画の変更において、検討してまいります。

⑤市内一部地域で発生が確認されている特定外来生物「ナガエツルノゲイトウ」の防除対策に取り組まれない。

【回答】

特定外来生物のナガエツルノゲイトウは、極めて小さな茎や根の断片からでも再生し拡散しやすいため、適正な対処が必要とされています。また、生きたまま運搬することは禁止されているため、現在のところ、水田で発見した場合は、滋賀県湖北農業農村振興事務所に連絡し、対応を相談することとなっています。防除については、その他の雑草防除と同じく個人での対応となっていますので御理解をお願いします。

4 有害鳥獣被害防止策の充実

①広域的一斉駆除等効果的な体制を図られるとともに、銃器やわな等によるシカ、イノシシ、ニホンザルおよびアライグマの個体数調整など積極的な被害防止対策への助成について、継続・拡充を図られるよう国・県に対し引き続き強く支援を要請されたい。

【回答】

ニホンジカ、イノシシならびにニホンザルについては、国や県の支援を受け、米原市鳥獣対策実施隊および地域狩猟者団体への委託等により捕獲等を行っています。引き続き、鳥獣による農作物への被害軽減に向けて、国や県に対し支援を要望してまいります。

5 既存直売所の充実について

①直売所において出荷数量を確保するためには、集荷機能が重要であることから、市、農業関係団体、直売所等で協議を行い、具体的な集荷機能のしくみについて検討されたい。

【回答】

出荷者の高齢化が進む中、今後、自動車の運転をされなくなる出荷者が増えていくことを見据えて、シルバー人材センターや1日農業バイトアプリなどのサービスを活用した、直売所の出荷数量の確保につながるような出荷代行の仕組みづくりを、農業関係機関や直売所等と研究してまいります。

②直売所への集客に繋げるため、新たな特産品の開発について市と関係機関が連携して取り組むとともに、特産品の開発に対する市の助成を講じられたい。

【回答】

新たな特産品として、地理的表示（G I）登録を受けた「在来種伊吹そば」を市内外にPRしているところであり、今後も関係団体とともにブランド力の強化に取り組んでいきます。

市では、野菜や花き、果樹の安定生産および品質の向上を図り、次世代を担う農業者の育成や地域農業を担う農業者の経営発展を目的とした補助事業を展開しており、今後も園芸作物の振興について支援してまいります。

6 農業委員会組織の体制整備の支援と予算の確保

①法規部門や開発担当などを経験された職員を確保し、農業委員会事務局体制を強化するとともに、農政部局との連携・推進体制の構築および予算の確保をされたい。

【回答】

農業者の高齢化や担い手不足などの課題解決に向け、法改正が進む中、新たな計画策定の必要性など、農業委員会の果たす役割は、重要なものと考えており、引き続き、適正な人員配置と必要な予算の確保に努めてまいります。

②農業委員会事務局の体制整備については、令和4年12月5日付で一般社団法人滋賀県農業会議会長から滋賀県市長会会長あてに「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う農業委員会事務局の体制整備・強化のお願い」として要請がされているところである。この要請書に記載のとおり、法改正に伴い、農業委員会が新たな業務を担うことに加え、令和6年度は、本市が滋賀県都市農業委員会連絡協議会の事務局となり、現在の事務局体制では、その役割を円滑に果たすことが困難であるため、職員の増員を図られたい。

【回答】

農業委員会事務局の職員数については、米原市職員定数条例において4人と定められており、これを充足しています。次年度以降の業務を円滑に進められるよう、引き続き適正な人員配置に努めます。